

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援

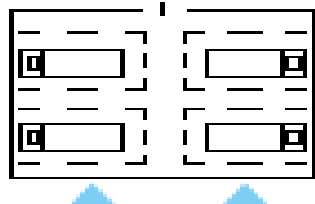
居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

(現行の補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム

※ 定員規模は問わない。

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。

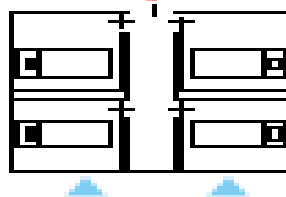


(拡大後の補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム
及び併設されるショートステイ用居室

※ いずれも定員規模は問わない。

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



(最大補助単価)

1 定員あたり

86.5万円

※ 令和6年度単価

(補助要件等)

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。